

○日野市学校教育基本構想検討委員会設置要綱

平成19年10月1日

制定

改正 平成24年4月1日 平成25年6月27日

(設置)

第1条 日野市立学校の学校教育のあり方を検討するため「日野市学校教育基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育基本構想の検討
- (2) その他学校教育基本構想の検討に必要なこと

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が設置された日から基本構想について報告した日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、検討の途中経過及び結果を教育委員会に報告する。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝金として別に定めた額を支払う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月27日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

学識経験者	2名
日野市立幼稚園長の代表	1名
私立幼稚園長の代表	1名
日野市立小学校長の代表	1名
日野市立中学校長の代表	1名
都立学校長の代表	2名
PTAの代表	2名
地区育成会の代表	1名
社会教育委員の代表	
学校運営協議会の代表	
行政部門 企画部長	5名

子ども部長	
教育部長	
教育指導担当参事	
教育センター所長	
合計	16名